

ようこそ！宇和島へ
お帰りなさい！ふるさとへ



ココロまじわうトコロ

移住・定住支援

R6.4.1発行

※チラシ掲載の各支援制度には、その他要件がありますので、詳しくはお問合せください。

その1

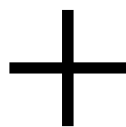
住むなら宇和島応援金

【事業概要】 市外から宇和島市に移住する方や、子育て世帯の定住を図るため、住宅の新築・中古住宅（市の空き家バンク登録住宅）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

住宅の新築・中古住宅の
購入に対する補助
(土地購入費を除く)



住宅の新築又は購入（中古可）に
かかった費用の10分の1以内
上限50万円



世帯主又は世帯主の
配偶者の親と同居
する場合



15万円を加算

- 【要件等】
- 移住者……… 転入日の前日から起算して過去1年間、本市に住所を有しておらず、転入後1年を経過していない方
 - 子育て世帯… 本市に住所を有し、申請日において世帯員に18歳未満の方（申請日が属する年度内に18歳になる方も含む）又は妊婦を含む世帯
 - 中古住宅…… 宇和島市空き家バンクに登録されている住宅であること
 - 申請期限…… 移住世帯 ⇒ 転入日から起算して1年以内 **かつ 取得した住宅の新築又は購入の日から起算して6か月以内**
子育て世帯 ⇒ 取得した住宅の新築又は購入の日から起算して **6か月以内**

※新築日とは、登記簿に記載された新築年月日です。



宇和島市HP

（問合せ先）

宇和島市役所 総務企画部企画課 移住定住推進室

TEL : 0895-49-7105 E-Mail : iju@city.uwajima.lg.jp

その2

若者定住奨励金

【事業概要】 本市に6か月以上居住し、就業後6か月が経過した方に対して、奨励金を給付します。
※同一世帯において1回限り

- ①新規学卒者（市外の大学・専門学校・各種学校等を卒業した方）
- ②新規学卒者（市外、市内の高等学校を卒業した方）
- ③新規学卒者（市内の高等教育機関を卒業した方）
- ④Uターン者（市外に転出し1年以上在住した後、転入した方）
- ⑤Iターン者（過去に市内に住所を有したことがない方）

※①②③の区分の場合は、卒業後1年以内に就業（自営業・農林水産業含む）している方

※④⑤の区分の場合は、転入後1年以内に就業している方



- ・ ①、④の場合 15万円 ※加算あり
- ・ ②、③、⑤の場合 10万円 ※加算あり

※配偶者及び子、その他の家族1人につき5万円、申請時において賃貸住宅等の場合5万円

【要件等】

- 申請時において、15歳以上35歳未満の方
- 市内に継続して5年以上居住する意思を有していること
※5年未満に転出した場合は返還の必要があります。
- 常時雇用者として雇い入れられている、又は自営等で就業していること
（所定労働時間が週20時間以上）
※転勤等に伴う転入は対象外
- 申請期限：要件をすべて満たすこととなった日から1年間



宇和島市HP

その3

移住定住支援金

【事業概要】 本市に6か月以上居住し、就業後6か月が経過した方に対して、支援金を給付します。
※同一世帯において1回限り



- ・ 単身の場合 10万円
- ・ 2人以上の世帯の場合 15万円

【要件等】

- 申請時において、35歳以上65歳未満の方
- 市内に継続して5年以上居住する意思を有していること
※5年未満に転出した場合は返還の必要があります。
- 常時雇用者として雇い入れられている、又は自営等で就業していること
（所定労働時間が週20時間以上）
※転勤等に伴う転入は対象外
- 申請期限：要件をすべて満たすこととなった日から1年間



宇和島市HP



（問合せ先）

宇和島市役所 総務企画部企画課 移住定住推進室

TEL：0895-49-7105 E-Mail：iju@city.uwajima.lg.jp

その4

愛媛県移住支援事業

- 【事業概要】 東京23区（在住者または通勤者）から本市に移住した人で、移住支援事業の対象とする求人に就業する等、必要な要件を満たす人に対して、予算の範囲内で支援金を給付します。
※同一世帯において1回限り



- ・ 単身の場合 60万円
 - ・ 2人以上の世帯の場合 100万円
- ※子育て加算（30万円）あり

- 【要件等】
- 転入元の要件
本市に住民票を移す直前の10年間で通算5年以上、住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は通勤していた方
 - 転入先の要件
転入後の就業先が「あのこの愛媛」（愛媛の求人・移住総合情報サイト）に掲載されている求人であること（新規の雇用、週20時間以上の無期雇用契約）
※その他要件あり
 - 転入後1年以内であること
 - 申請後5年以上、継続して市内に居住する意思があること。
※5年未満に転出した場合は返還の必要があります。



宇和島市HP

（問合せ先） 宇和島市役所 総務企画部企画課 移住定住推進室
TEL：0895-49-7105 E-Mail：iju@city.uwajima.lg.jp

その5

奨学金返済支援事業

- 【事業概要】 奨学金の貸与を受けて大学等に進学した方で、1年以上継続して就労しており、奨学金の返済を遅滞なく行っている40歳以下の方を対象に、補助金を交付します。



- ・ 最大100万円（年上限20万円×5回）
- ※交付申請年度の前年度奨学金返済額×2/3（上限額20万円）

- 【要件等】
- 申請年度に満40歳以下で、本市に住民登録があり、現に居住している方で、引き続き5年以上市内に居住する意思があること。
 - H27年3月31日以降に就職し、1年以上継続して就労していること。
※公務員は対象外
 - 国、県及び本市の奨学金返済を目的とした補助金等の交付を受ける場合は、その算定対象期間を本補助金の算定対象期間から除く。



宇和島市HP

（問合せ先） 宇和島市役所 教育総務課 総務係
TEL 0895-49-7030 E-Mail：kyoiku@city.uwajima.lg.jp

その6

子育て応援給付金

【事業概要】

新生児、満1歳・満2歳を迎える子どもを養育する保護者の経済的な負担を軽減するため、支給要件を満たす方に対し、市独自の給付金を支給します。



・ **新生児/満1歳児/満2歳児** : 10万円/人

※「基準日」（児童の出生の日、1歳に達する日または2歳に達する日）において本市に住所を有している児童



宇和島市HP

【支給要件】

「基準日」において対象となる児童を監護し、かつ、生計を同じくする父または母であり、以下の支給要件をすべて満たす方が対象

- 基準日までに6か月以上継続して本市に居住し、引き続き1年以上居住する意思がある。
- 生活保護を受けていない。
- 市税、国民健康保険料及び保育料の未納がない。

その7

子ども医療費助成制度

【事業概要】

保護者の所得制限なく、0歳から18歳までの子どもの保険診療による通院や入院の自己負担額を助成します。

※保険診療以外の医療費及び入院中の食事代やベッド代などは対象外



宇和島市HP

【対象児童】 **市内に住民票があり、健康保険に加入している0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども**
※ひとり親家庭医療・重度心身障害者医療・生活保護などの他の公費負担医療制度を受けられる場合は、対象となりません。

その8

紙おむつ券支給

【事業概要】

子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができる環境を整備するため、乳児1人につき5万円分の紙おむつ券を支給します。
県内のおむつメーカーが製造した乳児用紙おむつ製品を市内の登録店舗で購入する際に利用できます。

【対象乳児】 **市内に住民票がある満1歳未満の子ども**
(出生日または転入日が交付基準日)
【交付内容】 **対象乳児1人につき5万円分の応援券** (1,000円券×50枚綴)

※第1子と第2子以降では券の名称が異なります。
第1子 : 「宇和島市子育てスタート応援券」
第2子以降 : 「宇和島市愛顔っ子応援券」



宇和島市HP

(問合せ先)

宇和島市役所 保健福祉部 子ども家庭課 子育て給付係

TEL 0895-49-7017 E-Mail : kodomoka@city.uwajima.lg.jp